

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第475号）

〔おおさかQネット関係文書不存在非公開決定審査請求事案 その3〕

（答申日：令和7年12月26日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年4月26日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki_kaku/nr/oqnet2022.html には、次の記載があります。

- ・大阪（府域全体）におけるみどりの状況について、「みどりが豊かだ」・「ある程度みどりがあ
- る」と回答した人を【みどりがあ
- る】、「みどりが少ない」・「みどりがほとんどない」と回答した人を【みどりが少ない】と定義したところ、【みどりがあ
- る】と回答した割合は57.0%であった。

これは、「大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やします〈約5割⇒約8割〉」とする「みどりの大阪推進計画」の指標が達成されたかどうかを測定するものですが、

1. 「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」はずの「おおさかQネット」の結果を「府民の割合」とであると評価する根拠が示された文書を公開してください。
2. 「おおさかQネット」により「大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合」が測定できたとする根拠が示された文書を公開してください。

断っておきますが、「おおさかQネット」の業務委託に係る仕様書は請求対象文書ではありません。仕様書には調査の手順が書かれているだけで、根拠に関する記載はありません。

「おおさかQネット」によって「みどりの大阪推進計画」の進捗ができるものと判断した根拠が示された文書及び進捗の判断ができる測定結果が得られたとする根拠が示された文書です。

- 2 令和5年5月9日、実施機関は、本件請求について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、「作成をしていないため不存在」との理由を付して審査請求人に通知した。
- 3 令和5年5月12日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/nr/oqnet2022.html> の「「大阪府の環境」に関するアンケート」には、次の記載があります。

- ・大阪（府域全体）におけるみどりの状況について、「みどりが豊かだ」・「ある程度みどりがあふ」と回答した人を【みどりがあふ】、「みどりが少ない」・「みどりがほとんどない」と回答した人を【みどりが少ない】と定義したところ、【みどりがあふ】と回答した割合は57.0%であった。

これについて、「みどりの大阪推進計画」の8ページには、別紙2（添付略）の記載があります。<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/62695/1-2.pdf>

ここには、「21世紀の第1四半期（2025年(H37))まで」に、「大阪府域にみどりがあふと感じる府民の割合」を約5割から約8割に増やすとの目標が掲げられています。

指標の説明には、「府民一人ひとりにみどりを増やしたいという思いが生まれ実践するようになることが「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現につながると考え、以下の指標を検証していきます。」とあることから、「府民の割合」が府民全体に係るものであることは明らかです。

この57.0%という値は、「おおさかQネット」の結果（Q「大阪(府域全体)における“みどりの状況”について、どのように感じていますか」 A「みどりが豊かだ」7.5%、「ある程度みどりがあふ」49.5%、「みどりが少ない」36.1%、「みどりがほとんどない」6.9%）によるものです。

「おおさかQネット」に関して、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/nr/oqnet2022.html>には、次の記載があります。

1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

ここには、「おおさかQネット」で得られた57.0%という値は「あくまでアンケート回答者の回答状況」であるに過ぎず、「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないとされています。

大阪府は「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないはずの「おおさかQネット」の結果を府民全体の状態を表すものとして取り扱っているのであり、これは致命的に矛盾しています。

本件請求は、この矛盾を解明することを目的とするものです。

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の58ページには、別紙3（添付略）の記載があります。

ここには、「府民1,000名（性別・年代でサンプルを割付け）を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。（大阪府は否定していますが）

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする（つまりは「みどりがあると感じる府民の割合は57.0%である」とする）ことができるのは統計学が根拠となっていることは、ガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

52ページ

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

69ページ

また、この資料の11ページには、次の記載があります。（当審査会において表から該当箇所（主として検証型リサーチ）アンケート調査）WEBアンケート）を抜粋）

方 法 ▽インターネット上に調査票を掲載し、閲覧者から回答を収集

▽メールやはがきで回答を依頼する方法もある（例）ネットパル

メリット ▽システム化により、回答を即時に分析できる

▽モニターを活用すれば短期間で調査が終了

▽特定ターゲット層の意向の定量的把握に有効

デメリット ▽必ずしもランダム抽出とならないため、府民全体の意向把握の客観性に問題が残る

ここでは、「WEBアンケート」により（問題が残るものの）「府民全体の意向把握」（つまりは上記「みどりがあると感じる府民の割合」の測定）ができるものであると説明されています。

「おおさかQネット」は、まさにこの「WEBアンケート」です。そして、「おおさかQネット」において、直近の国勢調査のデータを基に性別、年齢階層別、地域別にサンプルを割り当てているのは、サンプルを無作為標本（ランダムサンプリングされた標本）に近付け、ここで示されている「問題が残る」という点を避けようとするものであることは明らかです。

以上のとおり、請求対象文書は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、また、ガイドラインを作成するために使用した（おそらくは統計学に関する）資料です。改めて特定することを求めます。

2 反論書における主張

別紙1のとおり

3 反論書（補足）における主張

別紙2のとおり

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

審査請求人が請求した「1. 「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」はずの「おおさかQネット」の結果を「府民の割合」であると評価する根拠が示された文書及び2. 「おおさかQネット」により「大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合」が測定できたとする根拠が示された文書。ただし、「おおさかQネット」によって「みどりの大阪推進計画」の進捗ができるものと判断した根拠が示された文書及び進捗の判断ができる測定結果が得られたとする根拠が示された文書」は、作成していない。

3 結論

本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定に対し、審査請求人は、計画の指標・目標値についての進捗状況の把握を「おおさかQネット」を使用して行うという判断を行っていることに間違いはなく、その判断の前提に「おおさかQネット」でそのようなことができるとの認識があったことも論を俟たない、そしてそのような認識を持つに至った根拠が存在しないはずはなく、文書が存在しないはずがない、と主張する。

一方、実施機関は、審査請求人が請求した文書は作成をしておらず存在しない、と主張する。

審査請求人の主張は、「おおさかQネット」の実施に際しての検討を記載した文書が存在しないはずはない、というものであるが、次の(2)で述べる「政策マーケティング・リサーチ

・ガイドライン(Ver. 7.0)」(以下「ガイドライン」という。)についての主張を除いて具体的ではなく、実施機関の主張を覆すほどのものではない。

そこで念のため、当審査会において現存する「おおさかQネット」に関する行政文書を確認したところ、審査請求人が主張するようなものは見当たらなかった。

以上のことからすると、本件決定は妥当である。

(2) また、本件決定に対し、審査請求人は、対象文書はガイドラインであり、また、ガイドラインを作成するために使用した(おそらくは統計学に関する)資料である、と主張する。

当審査会においてガイドラインを見分したところ、リサーチの手順や思考方法、調査設計等についての解説が主で、おおさかQネットを活用したネットアンケートを題材にしたケーススタディや「おおさかQネット」のことと思われる短い記載はいくつか見受けられるが、「おおさかQネット」そのものの説明や解説はない。

そのほか、審査請求人が主張の拠り所として挙げるガイドラインの記載は、社会調査に共通の約束事や「おおさかQネット」が分類されるWEBアンケート調査以外の手法についての留意事項であることが確認された。

以上のように、「おおさかQネット」によって「みどりの大阪推進計画」の進捗ができること、進捗の判断ができる測定結果が得られたことを根拠付ける記載は、ガイドラインには見当たらず、よって、ガイドラインを対象文書と特定しなかった実施機関の判断は、妥当である。

ガイドラインが対象文書に当たらない以上、ガイドラインを作成するために使用した資料も対象文書に当たらない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が「おおさかQネット」の結果を府民全体についての状況を示すものであるかのように扱っているとして、その問題点や説明責任を縷々主張するが、このことは、前記2の判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

◎弁明書に記載された「弁明の理由」について

ここには、不存在の理由として、ただ「作成していない」としか書かれていません。

しかし、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki_kaku/mr/oqnet2022.html には、調査目的として次のように記載されています。

大阪府では「みどりの大阪推進計画」や「2030 大阪府環境総合計画」を策定し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」や「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」の実現に向けて取り組んでいる。各計画の指標・目標値についての進捗状況を把握し、今後の各種計画の見直しや策定、府民における環境保全活動の推進につなげる施策検討の資料とする。

ここには、「各計画の指標・目標値についての進捗状況を把握し」と書かれています。そして、この「把握」を「おおさかQネット」を使用して行うという判断を行っていることに間違いはなく、そのような判断の前提に「「おおさかQネット」で各計画の指標・目標値についての進捗状況を把握できる」との認識があったことについても論を俟ちません。そして、そのような認識を持つに至った根拠が存在しないはずがなく、文書が存在しないはずはありません。

仮に請求対象文書が存在しないということであれば、なぜ「おおさかQネット」でこの調査の目的が達成できるのかという点について説明不能に陥るのであり、これは審査請求書でも指摘したとおり、条例違反です。

◎その他

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」については、審査請求書の中でも述べましたが、以下補足します。

58ページには、次の記載（略）があります。ここには「府民1,000名（性別・年代でサンプルを割付け）を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする（つまりは「大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合は57.0%である」とする）ことができるのは統計学が根拠となっていることは、ガイドラインに次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

前者については、社会調査でよく用いられる「信頼度95%における標本誤差±5%」という精度の設定において求められるサンプルサイズ(アンケート調査にあつては回答者数)が**384**であることを根拠とした記載です。

そして、後者については、調査結果を母比率の推定値とする学問的根拠である中心極限定理を適用するための前提条件に係る記載であり、これも調査結果を「府民全体における割合」であるとする根拠です。

つまり、請求対象文書については、まさに「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、ガイドラインを作成する際の(おそらくは統計学に関する)資料です。

◎おおさかQネットの実施目的について

大阪府は、〇〇大学〇〇研究室の調査に対して、次のとおりの説明を行っています。

「おおさかQネット」は、大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している。（大阪府企画室計画課）

この説明に関し、次の公開請求を行いました。

この説明の根拠がわかる文書を公開してください。「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」が「おおさかQネット」の目的であるということがわかる文書です。

これに対し、大阪府は令和5年4月10日付企推第1008号で公開決定を行い、「仕様書（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実施業務）」を対象文書として特定しています。

これにより、大阪府は「おおさかQネット」の実施目的を「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」であるとしていることがわかります。

◎弁明書について

大阪府が「おおさかQネット」の実施目的を「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」としていることは上記のとおりであり、個別施策の効果検証（つまりは「「みどりの大阪推進計画」の進捗」の把握）ができるとする根拠が示された文書が存在しないはずはありません。

なお、この点については、請求対象文書を「調査（おおさかQネット）の目的やその目的を達成できると考えた根拠」とした公開請求に対し、大阪府は令和5年3月13日付企推第1283号による公開決定（審査会注：本件請求とは別の情報公開請求に対する決定）において、「その目的を達成できると考えた根拠」は仕様書のとおりとなります」として上記仕様書を特定して公開しましたが、これにはこの根拠は全く記載されておらず、ただ調査の手順が記載されているだけであったので、4月4日付で審査請求を行っているところです。